

民事訴訟法 第191条

II 国際民事訴訟法

24 国際的訴訟競合

東京地裁平成元年五月三〇日中間判決

(昭和六〇年(ワ)第一五五九三号損害賠償債務等不存

在確認請求事件)

(判時一三四八号九一頁、判タ七〇三二四〇頁)

〈事実の概要〉

原告X(日本人、本店日本)、被告Y(テラウエア州法人、本店イリノイ州)の元従業員であるAの設立した会社Bと技術援助契約を締結し、銅フオイルに関する情報を手した。Yは、Xの右行為は、別の日本法人C及びフランス法人D・Eと共謀してYの技術情報を不正入手するものであると主張して、オハイオ州の連邦地裁に、X・C・D・Eを共同被告とする損害賠償等請求訴訟を提起した。

これに對抗して、Xが東京地裁にYを被告として右損害賠償債務等が存在しないことの確認を求めて提訴したのが本件訴えである。これに対し、Yは、本案前の抗弁として、本訴は国際二重起訴であり、訴え却下、又は予備的に、訴訟手続の中止を求めた。本中間判決は、この点に関するものである。

〈判旨〉

主文「本件につき当裁判所は裁判管轄権を有する。」

本件訴えについての日本の国際的裁判管轄権は肯定されたとした上で、国際二重起訴を理由とする訴えの却下又は訴訟手続の中止の申立については、(1)「二重起訴の禁止を定める民事訴訟法二二一条にいう「裁判所」とは、我が国の裁判所を意味するものであって、「国際的な二重起訴については実定法上の定めがないこと、(2)内国訴訟においては、損害・遅延を避けるための移送に関する民訴法三一条があるのに対し、外国裁判所に係属した事件についてはそのような制度がないこと、(3)国家間の統一された裁判制度も、管轄についての一致した原則もない現状において、「安易に先行する外国訴訟に常に優位を認めることも適当ではない」と、以上を指摘した後、「しかし、国際的な規模での取引活動が広く行なわ

れている今日の社会において、日本の裁判所に管轄権が認められさえすれば、同一の訴訟物に関する外国訴訟の係属を一切顧慮することなく常に国際的な二重起訴状態を無視して審理を進めてよいとも認め難い。そこで、この点については、同法二〇〇条が一定の承認要件の下に外国判決の国内的効力を承認する制度を設けている趣旨を考え、国際的な二重起訴の場合にも、先行する外国訴訟について本案判決がされてそれが確定に至ることが相当の確実性をもって予測され、かつ、その判決が我が国において承認される可能性があるときは、判決の抵触の防止や当事者の公平、裁判の適正・迅速、更には訴訟経済といった観点から、二重起訴の禁止の法理を類推して、後訴を規制することが相当とされることもあり得るというべきである。

る米国訴訟の判決の内容のみならずその成立過程に関する事柄を含むものである以上、現段階でいまだ本案審理も開始されていない米国訴訟の判決が同号の要件を具備するものと断定することもまた困難である。

してみれば、本件について、我が国の裁判所が、不法行為地の裁判所として管轄権を有するにもかかわらず、現段階で承認可能性のある本案判決がされるかどうかを確実に予測することができない米国訴訟が先に係属していることを理由に二重起訴の禁止の法理の趣旨を類推して本件訴えを不適法として却下し、その審理を拒絶することは相当ではないといわなければならない。」

Yが予備的に求めた本件訴訟手続の中止については、民事訴訟法上、これが認められるのは、同法二二〇条及び二二一条の場合に限られ、「国際的な二重訴訟の場合に裁判所に訴訟手続の中止をする権限を認める成文上の根拠はないから、この点のYの主張も採用することができない」。

〈解説〉

一 国際的裁判管轄権に関して統一ルールは存在せず、また、そもそも管轄権ルールは一つの紛争について複数の地に管轄を認めるものである以上、同時に複数の国の裁判所に競合する訴訟が係属することがある。これが、国際的訴訟競合といわれる状況である。

問題は、これを放置するのか、規律するのか、規律するとすればどのような標準を用いるのか、という点にある。

二 これについては、三つの立場がある。

① 外国訴訟係属を無視するもの。裁判例の多くはこれに属し、二重起訴を禁ずる民法二二三条にいう「裁判所」はわが国の裁判所のみを指し、外国裁判所は含まないとの形式的解釈を根拠としている（東京高判昭和三二・七・一八下民集八巻七号一八二頁、東京地判昭和四〇・五・二七下民集一六巻五号九二二頁、大阪地判昭和四八・一〇・九判時七二八号七六頁、東京地判平成元・六・一九判タ七〇三三二四六頁）。

② 先に係属した外国裁判所で将来下される判決がわが国で効力を有するに至ることを条件に、わが国での訴えを規律するというもの。現在の学説上の多数説であり（後掲文献参照）、濫訴の防止、訴訟経済、跛行的法律関係の発生防止を実質的根拠とし、解釈論としても、民法二〇〇条の定める外国判決の承認制度による国際私法秩序の安定という趣旨を補完するものとして、同条の要件具備を条件とする外国訴訟係属の尊重は論理的な一貫性があるとされている。本判決は、この立場に一定の理解を示したものであるとい

えよう。

③ 国際裁判管轄の問題として、外国とわが国とのいずれがより適切な法廷地かという判断の中で、外国訴訟係属をわが国の管轄を否定する方向に働く要素のひとつとするもの。具体的妥当性を重視し、柔軟な処理の必要性を強調するものであり（石黒・後掲など）、この処理方法を採用しているとみられる裁判例もある（東京地判昭和五九・二・一五判タ五二五号一三二頁）。

三 ①は国際私法秩序への配慮に欠け、妥当とはいえない。③は、訴訟要件として管轄と訴訟係属とを区別し、その判断に裁判官の裁量の余地を認めないわが国の考え方とそぐわず、また民法二〇〇条との整合性にも欠けると思われる。したがって、比較法的にも、ドイツ、フランスをはじめ、一九七一年の「民事及び商事に関する外国判決の承認及び執行に関するハーグ条約」二〇条などでも採用されている②をとるべきである。

四 本判決は、まず訴訟競合の処理を管轄の判断と切り離し（③を否定）、民法二二三条の解釈としては①をとりながら、さらに進んで②による処理を検討したものである。しかし、肝心の将来の承認可能性に関して、米国民訴訟での管轄争いが続いていることをもって、民法二〇〇条柱書の確定判決に至ること及び同条三号の今後の判決成立過程についての公序（手続的公序。最判昭和五八・六・七民集三七巻五号六一頁―本書125事件参照）

の要件具備を「確実に予想できない」とし、わが国での訴えの規律を認めなかった。この将来の判決承認予測にこまごまの「確実」性を要求することは、実際上②による規律が働く余地を封鎖することになる。この点は、むしろ、承認されることに対する重大な疑念がないことをもって足りるとすべきであり（なお、手続的公序については、民法二四二条二項の実質的再審査禁止との関係上、制度的ないし抽象的な審査にとどめるべきであり、判決前でも一応の審査は可能である）、さらに踏み込んで、予測がはずれた場合の救済（外国訴訟を本案訴訟とするわが国での保全命令の維持、時効中断など）を考えるべきであると解される。

なお、本判決は、成文上の根拠を欠くことを理由に、訴訟手続の中止という規律方法は認めなかった。これが認められれば、②の弱点である予測の問題の深刻さが大幅に緩和されるため、立法論としてののみならず、解釈論としてもさらに検討すべき問題である。

最後に、本判決では全く触れられていないが、涉外事件における訴訟物の把握は困難な問題である。国際私法の不統一の結果、同一の事実関係に対して適用される準拠法がA国とB国とで異なる場合、特定の实体法を前提とする訴訟物理論をとる限り（新旧の訴訟物理論はいずれもそうである）、A国判決とB国判決とは「すれ違い」、そもそも抵触さえしないということになってしまうのである。国際

的訴訟競合の規律をワークさせるためには、準拠法決定適用の前の段階で同一性の判断をする必要があるが、この点、なお検討を要する問題である。

〈参考文献〉

- 本判決の評釈として
出口耕自・平成元年度重要判例解説（ジュリスト九五七号）二七一頁
石黒一憲・判例評論三二二四六頁（判例時報一三六一号二〇八頁）
不破茂・ジュリスト九五九号一二二頁
瀬木比呂志・判例タイムズ七三五号三四八頁
そのほか主な論文として
海老沢美広「外国裁判所における訴訟係属と二重起訴の禁止」青山法学論集八巻四号一頁（一九六七）
矢吹徹雄「国際的な重複訴訟に関する一考察」北大法学論集三一巻三・四号（一）二〇三頁（一九八二）
澤木敬郎「国際的訴訟競合」新・実務民事訴訟講座七〇五頁（一九八二）
道垣内正人「国際的訴訟競合（一）完」法学協会雑誌九九巻八号一二五頁以下（一九八二）三
伊東乾「国際二重訴訟の鍵点」慶應義塾創立一二五周年記念論文集（一）三頁（一九八三）
石黒一憲「外国における訴訟係属の国内的効力」澤木・青山編「国際民事訴訟法の理論」三三頁（一九八七）
井之上宣信「外国訴訟係属に関する若干の西ドイツ裁判について（一）完」戸籍時報三六四号二三頁以下（一九八八）
廣江健司「国際取引における国際的訴訟競合に関する法状態」九州国際大学社会文化研究所紀要二五号一頁（一九八九）
不破茂「国際的訴訟競合の規律」愛媛法学会雑誌一七巻一号一三五頁（一九九〇）

（道垣内正人）

（東京大学
助教授）